



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共) 1か月2,200円

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

### ○ 公安委員会規則

\*7 停止処分者講習を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

\*8 違反者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

### ○ 告示

671 随意契約の相手方の決定 (広報室)

672 地籍調査の成果の認証 (地域づくり課)

673 " ( " )

674 " ( " )

675 " ( " )

676 " ( " )

677 " ( " )

678 " ( " )

679 " ( " )

680 生活保護法による医療機関の指定(福祉保健総務課)

681 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更 (障害福祉課)

682 保安林の指定解除予定の通知 (森林整備課)

683 保安林子定森林 ( " )

684 和歌山県漁業調整規則による聴聞 (資源管理課)

685 道路の位置の指定 (都市政策課)

686 一般競争入札による落札者の決定(総務事務集中課)

687 平成20年度和歌山県スクールガード・リーダー派遣業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (教育委員会)

### ○ 公安委員会告示

19 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施

### ○ 公告

入札公告(教育委員会)

## 公安委員会規則

### 和歌山県公安委員会規則第7号

停止処分者講習を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年5月9日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

停止処分者講習を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

停止処分者講習を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則(平成10年和歌山県公安委員会規則第5号)の

一部を次のように改正する。

第1条中「第38条第17項」を「第38条第3項」に改める。

第4条第2項第2号中「普通自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)&及び普通自動二輪車を運転することができる運転免許」を「講習における指導に用いる自動車等を運転することができる免許(仮運転免許を除く。)」に改め、同項第3号イ中「第117条の3第2号」を「第117条の4第4号」に改め、同号ウ中「第211条の罪」を「第208条の2若しくは第211条第2項の罪」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 和歌山県公安委員会規則第8号

違反者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年5月9日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

違反者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

違反者講習の実施に関する規則(平成10年和歌山県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第38条第17項」を「第38条第13項」に改める。

第4条第2項第2号中「普通自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)&及び普通自動二輪車を運転することができる運転免許」を「講習における指導に用いる自動車等を運転することができる免許(仮運転免許を除く。)」に改め、同項第3号イ中「第117条の3第2号」を「第117条の4第4号」に改め、同号ウ中「第211条の罪」を「第208条の2若しくは第211条第2項の罪」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 和歌山県告示第671号

平成20年度県政テレビ広報番組の制作及び放送業務委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成20年5月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
平成20年度県政テレビ広報番組の制作及び放送業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県広報室  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成20年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社テレビ和歌山  
和歌山市栄谷151番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
155,797,215円（うち消費税及び地方消費税の額7,418,915円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
特例政令第10条第1項第1号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第672号

和歌山県橋本市山田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年5月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県橋本市
- 2 調査を行った時期  
平成17年4月15日から平成19年9月25日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県橋本市山田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県橋本市山田の一部地区
- 5 認証年月日  
平成20年4月25日

和歌山県告示第673号

和歌山県橋本市隅田町平野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年5月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称

和歌山県橋本市

- 2 調査を行った時期  
平成17年4月15日から平成19年9月25日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県橋本市隅田町平野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県橋本市隅田町平野の一部地区
- 5 認証年月日  
平成20年4月25日

和歌山県告示第674号

和歌山県有田郡広川町大字上津木の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年5月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県有田郡広川町
- 2 調査を行った時期  
平成18年4月28日から平成20年3月31日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県有田郡広川町大字上津木の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県有田郡広川町大字上津木の一部地区
- 5 認証年月日  
平成20年4月25日

和歌山県告示第675号

和歌山県西牟婁郡上富田町朝来の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年5月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県西牟婁郡上富田町
- 2 調査を行った時期  
平成15年5月1日から平成18年3月28日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来の一部地区
- 5 認証年月日

平成20年4月25日

和歌山県告示第676号

和歌山県西牟婁郡上富田町朝来の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年5月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県西牟婁郡上富田町
- 2 調査を行った時期  
平成13年5月1日から平成15年3月24日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来の一部地区
- 5 認証年月日  
平成20年4月25日

和歌山県告示第677号

和歌山県西牟婁郡すさみ町江住の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年5月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県西牟婁郡すさみ町
- 2 調査を行った時期  
平成18年4月28日から平成20年3月5日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県西牟婁郡すさみ町江住の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県西牟婁郡すさみ町江住の一部地区
- 5 認証年月日  
平成20年4月25日

和歌山県告示第678号

和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年5月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県西牟婁郡すさみ町
- 2 調査を行った時期  
平成18年4月28日から平成20年2月13日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見の一部地区
- 5 認証年月日  
平成20年4月25日

和歌山県告示第679号

和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年5月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県西牟婁郡すさみ町
- 2 調査を行った時期  
平成18年4月28日から平成20年3月14日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見の一部地区
- 5 認証年月日  
平成20年4月25日

和歌山県告示第680号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年5月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
紀医 3-20	まつもと内科	紀の川市貴志川町長山 244	平成 20.4.1

和歌山県告示第681号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について

て、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成20年5月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	変更事項	変更前					変更後					変更年月日		
		事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	利用定員	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	利用定員	事業者の主たる事務所の所在地			
3010100083	主たる事業所の所在地及び事業形態	いこいの家共同作業所	和歌山市善明寺13番地	就労移行支援	6人	和歌山市善明寺13番地	いこいの家共同作業所	和歌山市六十谷15-1	就労移行支援	6人	和歌山市六十谷15-1	平成20.3.11		
				就労継続支援B型	14人				就労継続支援B型	24人				
		つむぎ共同作業所	和歌山市和歌浦東3丁目6-13	就労継続支援B型	10人				つむぎ共同作業所	和歌山市和歌浦東3丁目6-13			就労継続支援B型	10人
		共同作業所えがお	和歌山市小雑賀783-41	就労継続支援B型	10人									

和歌山県告示第682号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年5月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 解除予定保安林の所在場所 有田郡有田川町大字井谷字住屋谷520
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 指定理由の消滅

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第684号

和歌山県漁業調整規則（平成17年和歌山県規則第67号）第47条第1項の規定に基づく行政処分について、同条第3項及び第4項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成20年5月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 日時 平成20年5月20日（火）午前10時から
- 場所 和歌山市東長町3の24  
和歌山県職員会館 3階303号室
- 被聴聞者
  - 氏名 北村拓也
  - 住所 和歌山県有田市宮崎町2492番地23
  - 漁業許可 小型機船底びき網漁業
  - 許可番号 ワカ小型第208号
  - 船舶名 金比羅丸（WK3-15594）

和歌山県告示第683号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年5月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字井谷字住屋谷518の1、519、519の1
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字住屋谷519の1（次の図に示す部分に限る。）
    - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め  
ない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

和歌山県告示第685号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成20年5月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住所氏名	指定 年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2978	伊都郡かつらぎ町大字笠田中字大縄399番の一部	和歌山県紀の川市名手市場1281番地榎本文博	平成20.4.28	5.00	34.95

和歌山県告示第686号

「県民の友」印刷業務の請負契約について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成20年5月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 落札に係る特定役務の名称  
平成20年度「県民の友」印刷業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県出納局総務事務集中課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日  
平成20年3月24日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社第一製版印刷  
和歌山市西浜1660-421
- 5 落札金額  
40,720,050円（単価契約に基づき算定した見込額）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成20年2月5日

和歌山県告示第687号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、平成20年度和歌山県スクールガード・リーダー派遣業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその申請方法等を次のように定める。

平成20年5月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 競争入札に付する業務の名称  
和歌山県スクールガード・リーダー派遣業務
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格事項  
この一般競争入札に参加することができる者は、平成20

年5月9日（金）現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
- (4) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定に基づく公安委員会の認定を受けており、かつ、審査基準日（平成20年5月1日）において、直前2営業年度以上の警備業の営業実績を有する者であること。
- (5) 警備業法第22条の規定による警備員指導教育責任者資格を有する者又は警察官であった者25名をスクールガード・リーダーとして派遣できる者であること。
- (6) 和歌山県内に本社、本店、支店、営業所又は事務所を有する者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
  - ア 競争入札参加資格審査申請書
  - イ 事業経歴書
  - ウ 誓約書
  - エ 委任状（申請者が代理人を申請した場合）
  - オ 使用印鑑届
  - カ スクールガード・リーダー配置計画書
  - キ 印鑑証明書
  - ク 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書及び定款
  - ケ 直近2年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書）
  - コ 警備業法第5条第2項に規定する認定証の写し
  - サ スクールガード・リーダーに係る2（5）に定める資格等を証明する書類の写し
  - シ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
    - （ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
    - （イ）法人事業税又は個人事業税
    - （ウ）法人にあっては、法人県民税
    - （エ）自動車税
    - （オ）個人にあっては、県・市町村民税
- (2) (1)のAからCまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成20年5月9日（金）から平成20年5月16日（金）までの、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌

山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1)に掲げる申請書類について質問のある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うこととし、その後は、平成20年5月23日(金)午後4時までの間に和歌山県教育庁学校教育局健康体育課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山県民文化会館404号室  
和歌山市小松原通一丁目1番地

(2) 日時

平成20年5月16日(金)午前10時から

5 資格審査申請書類の申請の時期及び受付場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年5月9日(金)から平成20年5月23日(金)までの休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館7階

和歌山県教育庁学校教育局健康体育課

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3701

ファクシミリ番号 073-441-3697

7 資格審査の結果通知等

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成20年5月29日(木)までに通知する。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求められることができる。

(2) (1)の説明は、平成20年6月2日(月)までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は郵便書留により提出するものとする。

(4) 当該説明を求めた者に対する回答については、平成20年6月3日(火)までに書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第19号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「国家公安委員会規則」という。)第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成20年5月9日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

1. 審査の種類等

種 類	内 容	期 日	場 所
教習指導員審査(大型) 教習指導員審査(中型) 教習指導員審査(普通) 教習指導員審査(大特) 教習指導員審査(普自二) 教習指導員審査(牽引) 教習指導員審査(大型二種) 教習指導員審査(中型二種) 教習指導員審査(普通二種)	教習に関する技能及び知識	平成20年6月18日(水)から同年6月20日(金)までの3日間	和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課
技能検定員審査(大型) 技能検定員審査(中型) 技能検定員審査(普通) 技能検定員審査(大特) 技能検定員審査(普自二) 技能検定員審査(牽引) 技能検定員審査(大型二種) 技能検定員審査(中型二種) 技能検定員審査(普通二種)	技能検定に関する技能及び知識		

2 申請手続

(1) 申請の受付期間

平成20年5月21日(水)から同年5月28日(水)までの毎日(ただし、土曜日及び日曜日を除く。)午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課

(3) 申請に必要な書類等

ア 運転免許証

- イ 審査申請書（申請場所で所定の用紙を交付する。）
- ウ 国家公安委員会規則第17条各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- エ 写真（申請前6か月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの無帽、正面、上三分身、無背景のもの）1枚
- (4) 審査手数料
  - ア 教習指導員審査手数料  
15,650円を超えない範囲内において和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）で定める額
  - イ 技能検定員審査手数料  
24,700円を超えない範囲内において和歌山県使用料及び手数料条例で定める額
- 3 審査についての問い合わせ先  
和歌山県警察本部交通部運転免許課（電話 073-473-0110 内線363）

公 告

入 札 公 告

平成20年度和歌山県スクールガード・リーダー派遣業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年5月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する事業
  - (1) 事業年度  
平成20年度
  - (2) 業務の名称  
和歌山県スクールガード・リーダー派遣業務
  - (3) 業務の仕様等  
仕様書による。
  - (4) 業務の期間  
契約締結日から平成21年3月31日（火）まで
- 2 一般競争入札参加者の資格に関する事項  
平成20年和歌山県告示第687号に規定する和歌山県スクールガード・リーダー派遣業務委託入札参加資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
  - (1) 場所  
和歌山県教育庁学校教育局健康体育課  
和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館7階
  - (2) 期間  
平成20年5月9日（金）から平成20年5月16日（金）ま

での和歌山県の休日定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1項に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書等を交付する場所及び期間等

- (1) 場所  
3の（1）に同じ。
- (2) 期間  
3の（2）に同じ。
- (3) 入札説明書等に関する問い合わせ先  
和歌山県教育庁学校教育局健康体育課  
電話番号 073-441-3701（直通）  
ファクシミリ番号 073-441-3697

5 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所  
和歌山県民文化会館404号室  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- (2) 日時  
平成20年5月16日（金）午前10時から

6 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時等は、次のとおりとする。

- ア 入札場所  
和歌山県民文化会館408号室  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- イ 入札日時  
平成20年6月5日（木）午前10時

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県より入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

- (1) 6に定める日時及び場所に入札書を持参することとし、郵送、電報又はファクシミリによる入札は認めない。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き、契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県教育庁学校教育局健康体育課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県教育庁学校教育局健康体育課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がない時は、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め最高3回までとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

この入札に関する事務を担当する機関の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県教育庁学校教育局健康体育課

イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館7階

電話番号 073-441-3701(直通)

ファクシミリ番号 073-441-3697